

農業を通して見た「人間と自然環境」の在り方

— 有機農業が社会に及ぼす影響とその考察 —

社会学部地域社会学科

学籍番号：211c044 氏名：永山 きらり

目次

はじめに

第1章 有機農業史

- 第1節 農業のはじまりと環境破壊
- 第2節 有機農業の嚆矢
- 第3節 日本の有機農業
- 第4節 有機JAS認証制度
- 第5節 有機JAS認証制度の現状
- 第6節 本論文の目的と意義

第2章 北海道の農業の実情

- 第1節 インタビュー対象と方法
- 第2節 事例分析
- 第3節 分析結果
- 第4節 分析結果のまとめ

第3章 考察

- 第1節 生産者と消費者の顔の見える関係
- 第2節 有機農業の経営体系
- 第3節 有機農業を取り巻く地域コミュニティ
- 第4節 有機JAS認証制度の在り方

まとめ

謝辞

参考資料

要旨

人類の経済活動が地球に与えた影響があまりに大きいため、地質学的に見て地球は人新世(Anthropocene)という新たな年代に突入した¹と言われる中、人間が自然やその他の生物と共生する仕組みの構築を試みることや個々人の意識の変容が、人新世に生きる私たちにとって重要な観点である。自然環境とのかかわりが深い農業の視点から見ると、「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」である有機農業が構築されることで、我々人間と自然環境、また他の生物との共生が可能になる。本稿では、北海道の農業の実情に迫り、有機農業を取り巻く問題、特に、有機JAS認証制度と生産者と消費者の社会構造に触れ、「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」の可能性について論じるものである。

はじめに

「自然環境の中では全ての生物が関わり、物質が常に循環しながらバランスを保っている」(村上 2004:41)と言うように、この世界は様々な生物と共生して生きていかなければならない。Stefano Mancuso・Alessandra Violaによれば、私たち人間はいわゆる「生物ピラミッド」(動物が上位で、植物が下位に位置するという考え方)を何世紀にもわたって信じつづけられてきた。ルネサンス期のフランスの数学者・哲学者のシャルル・ド・ボヴェルが1509年に出版した『知恵の書』にも「生物ピラミッド」が掲載されており、生きている種と生きていない種を発達段階ごとに整理している。最初の段階(最下段)は石で「Est (存在する)」という碑銘が付けられている。その次に植物が位置し「Est et Vivit (存在し、生きている)」。植物は存在し、なおかつ生きているがそれ以上のものではない。その次の段階は動物で「Sentit (感じる)」と記されており、動物は感覚を持っている。そして最後は「Intelligit (知能をもつ)」として人間に至り、人間だけが理解力を持っているとしている。生き物も間には進化段階の違いや生命能力の上下が存在するという「生物ピラミッド」の考え方は、ルネサンス的な観念の原型だが、現代にもこの考え方が蔓延している²と述べられている。

¹ 斎藤幸平 2020 『人新世の「資本論」』 集英社出版. 4.(筆者による要約)

² Stefano Mancuso, Alessandra Viola, Foreword by Michael Pollan 2015

VERDE BRILLANTE sensibility e intelligenza del mondo vegetale. (=2015 久保耕司訳「植物は<知性>をもっている 20の感覚で思考する生命システム」 NHK出版.) 32-33.
(筆者による要約)

つまり、人間は「他の生物」に対して「地球に生きる同じ生物」として捉えるのではなく「地球に生きる人間と人間以外の生物」として捉えているとすることができるのではないだろうか。現代に蔓延するこの考え方によって、大半の人はこの世界のヒエラルヒーの上層階層に君臨する生物が人間だと思い込んでいるのかもしれない。

また、Michael Pollanによれば、植物は地球上のあらゆる環境を支配し、地球上の多細胞生物の99%を占めている。それに対して人間をはじめとする動物は、植物と比較すると「ごくわずかな割合しか占めていない」。また、人間が植物について考えてみようとしても、口がきけず動きもしない、私たちの世界の調度品にすぎず、役に立ち、総じて魅力的ではあるが、しょせん地球上の生物の国の二級市民にすぎないとみなしている。私たちは、人間の驕りという高い垣根を想像力で飛び越える必要がある。さもないと、自分たちが植物に完全に依存しているということも、植物は見た目ほど、「受け身」ではなく、むしろ彼らの世界、さらには私たちの世界のドラマにおける「したたかな主人公」であることは理解できない³と述べられている。

このように、私たちの生きる世界は人間だからといって驕ってよい世界ではないはずだ。簡潔に言い換えるとすれば、人間は植物をはじめとする「自然環境に生かされ生きている」と言えるだろう。しかし、近年の世界の動向はいかなるものか。人間が便利さや豊さを追求し続けた結果、地球に様々な負の影響をもたらした。自然環境においても、同じことが言える。

“ノーベル化学賞受賞者のパウル・クルツェンは、人類の経済活動が地球に与えた影響があまりに大きいため、地質学的に見て、地球は新たな年代に突入した言い、それを人間たちの活動の痕跡が地球の表面を覆いつくした年代という意味である「人新世 (Anthropocene)」と名付けた” (斎藤2020:4)。

斎藤によれば、資本主義の歴史を振り返れば、国家や大企業が十分な規模の気候変動対策を打ち出す見込みは薄く、解決策の代わりに資本主義が提供してきたのは、収奪と負荷の外部化・転嫁であって、矛盾をどこか遠いところへ転嫁し、問題解決の先送りを繰り返してきた。カール・マルクスは、資本主義の矛盾を別のところへと転嫁し続けることにより、さらに矛盾は深まり泥沼化の惨状が必然的に起きるであろうと19世紀半ばにして分析し、資本による転嫁の試みは最終的に破綻する⁴と述べられている。

³ Stefano Mancuso, Alessandra Viola, Foreword by Michael Pollan 2015

VERDE BRILLANTE sensibilità e intelligenza del mondo vegetale. (=2015 久保耕司訳「植物は<知性>をもっている 20の感覚で思考する生命システム」 NHK出版.) 9-10. (筆者による要約)

⁴ 斎藤幸平 2020 『人新世の「資本論」』 集英社出版. 42. (筆者による要約)

斎藤は、資本主義の限界を突き止めるべく、マルクスを参照し「技術的転嫁」「空間的転嫁」「時間的転嫁」という3種類の転嫁について整理し考察している。「第一の転嫁方法は、環境危機を技術発展によって乗り越えようとする方法で、マルクスが扱っているのは農業による土壌疲弊の問題であった」（斎藤 2020:43）と述べられているように、転嫁の話は農業にも波及している。農業は、自然環境の中で人間が自然の力を借り、我々人間が生きていく上で欠かせない食料を得るための営みである。しかし、人間が便利さや豊かさを追究し、自然環境や他の生物への配慮を怠ったため、農業を通して自然環境に大きな影響を与えてしまった。農業を通して人間が自然環境に与えた影響については、後述する。

以上を踏まえ、本論文は冒頭で述べた人間が植物をはじめとする「自然環境に生かされ生きている」ということを念頭に置きつつ、「技術的転嫁-生態系の攪乱-」（斎藤 2020:43）に触れ、農業を通して見た「人間と自然環境」の在り方について取り扱うものとした。

第1章 有機農業史

1節 農業のはじまりと環境破壊

松中によれば、人間が土を利用して自分たちの食べ物を作り始めたのは、およそ4万年前の旧石器時代である。それまでは、狩猟採取というある意味行き当たりばったりで動物を捕まえ食べ物を得るといった追及方法で狩猟方法を変化させることや変化に富む新しい道具を作り、そして同時に人間の食べ物となる植物を保護し、育てるといったことも行うようになっていった。それは、農業の始まりの段階とも言える出来事であった。そして、今から1万年ほど前、農業を取り入れた生活が始まったと考えられている。この農業の始まりは、人が自然に働きかけで土地を切り拓き、そこに食べものを栽培するという積極的な行為であると共に人類が自然に挑戦した最初の出来事でもあった⁵と述べられている。農業の始まり、そして農業技術の発展は人類の食生活の安定に大きく寄与したと言えるだろう。しかし、人類は食生活の安定と引き換えに自然環境に与える負荷を増大させていった。

斎藤によれば、マルクスと同時代に活躍した科学者ユストゥス・フォン・リービッヒによれば、土壌の栄養分、とりわけリンやカリウムのような無機物は、岩石の風化作用によって、植物が利用できる形となる。しかし、風化の速度は非常に緩やかであるため、植物が利用可能な状態の土壌成分は限られているという。それゆえ、地力を保つためには、穀

⁵ 松中照夫 2023 『有機農業と慣行農業 土と作物からみる』 農山漁村文化協会出版。
72. (筆者による要約)

物が吸収した分の無機物を土壤にしっかりと戻すことが必要不可欠であり、持続可能な農業のためには、土壤養分がしっかりと循環しなければならない。

しかし、資本主義が発展し、大量生産、大量消費の構造が当たり前になると、都市と農村のあいだで分業が進み、農村で収穫された作物は都市の労働者のもとへ行き都市で消費されるため、土壤養分は元の土壤に戻って来ることはない。資本主義では、短期的な利潤が最優先されるため、農場経営者は地力を回復させるための休耕より、儲けのために連作を続け、土壤に養分が還元されることなく、一方的に失われ、土壤は疲弊していく。この危機を脱するべく20世紀初頭に開発されたのが工業的製法によって廉価な化学肥料を大量生産する「ハーバー・ボッシュ法」であった。しかし、この「ハーバー・ボッシュ法」は化学肥料を製造する際に大気中の窒素だけでなく、化石燃料(主に天然ガス)由来の水素を利用することから、別の限りある資源を過剰に消費するような仕組みになっている。また、製造過程では当然大量の二酸化炭素が発生する。そのうえ、大量の化学肥料の使用による農業の発展は、地下水の硝酸汚染や富栄養化による赤潮などの問題を引き起こすだけでなく、飲み水や漁業に影響を与えていくようになっていった。そのような中でも、消費者は虫食いがなく、大きさも均一で、廉価な野菜を求めるため、現代農業には、ますます多くの化学肥料や農薬、抗生物質が必要不可欠⁶となっていた。

我々人間が、如何に食というもの、即ち口にしてしているものの生産過程を含めた「我々の活動」に関心を持ち、「食に端を発する生き方」に着目できるかが、現代農業を取り巻く問題の鍵となるのではないだろうか。

第2節 有機農業の嚆矢

農業が始まり、そして資本主義が進むと共に我々は自然環境に大きな負荷を与え続けてきた。このような時代の流れに一部の人は、人間活動によって破壊されていく自然環境に疑問を持つようになる。松中は、「自然から授かった社会共有の財産であるはずの土から資源を勝手気ままに利用して使い捨てるという利己的な経済活動」(松中 2023:8 8)、「人間活動が自然環境を改変するほど大きく活発になると、それによって改変された自然環境は元に戻れない。それを防ぐために持続可能な農業が必要である」(松中 2023:72)と述べる。このような自然破壊への危惧や持続可能な農業形態として生まれた農業が「有機農業」である。

はじめに、有機農業について定義する。世界各地で行われている有機農業の活動を国際的に束ねる組織である国際有機農業運動連盟(International Federation of Organic Agriculture Movements Organics International、“アイフォーム”、以下IFOAM)は、1972年フランスのベルサイユで設立された。それ以来、世界中で有機農業の普及に努めること

⁶ 斎藤幸平 2020 『人新世の「資本論」』 株式会社集英社. 43-45.(筆者による要約)

で、現在では世界100カ国以上約800以上の団体がIFOAM に加盟している。構成メンバーは各国の小規模農家や有機農業団体、有機認証団体、コンサルタント、研究者、消費者、国際企業などだ。IFOAMは有機農業をどう定義づけるか議論を重ね、2008年6月にイタリアのヴィニョーラで開催された総会で、有機農業の定義を次のように承認した。⁷

“有機農業は、土壌・自然生態系・人々の健康を持続させる農業生産システムである。それは、地球の自然生態系の営み、生物多様性と循環に根差す物であり、これに悪影響を及ぼす投入物の使用を避けておこなわれる。有機農業は、伝統と革新と科学を結び付け、自然環境と共生してその恵みを分かち合い、そして、関係するすべての生物と人間の間に関係を築くとともに生命(いのち)・生活(くらし)の質を高める” (IFOAMによる和訳)⁸

上記からも分かるように、IFOAMが主張する有機農業とは、「単に化学合成資材を使用しない農業というような軽い理解ではない」(松中 2023:105)ことが分かる。また、IFOAMは、有機農業を以下の4つの原理に基づく農業であると主張している。

①健康の原理

有機農業は、土・植物・動物・人・そして地球の健康を個々別々に分けて考えられないものとして認識し、これを維持し、助長すべきである。

②生態的原理

有機農業は、生態系とその循環に基づくものであり、それらとともに働き、学びあい、それらの維持を助けるものであるべきである。

③公正の原理

有機農業は、共有環境と生存の機会に関して、公正さを確かなものとする相互関係を構築すべきである。

④配慮の原理

有機農業は、現世代と次世代の健康・幸福・環境を守るため、予防的かつ責任ある方法で管理されるべきである。(IFOAMによる和訳)⁹

IFOAMの定義について、澤登は「有機農業者が大切にしてきた有機農業の理念と、それを実現するための農法の両面に関して触れられており、真に持続可能な社会の実現を目指す有機農業の定義として、現時点での到達点を示したもの」(澤登 2019:14)と評価して

⁷ IFOAM-Organics International 『有機農業の定義』。(2024年11月9日取得、<https://www.ifoam.bio/why-organic/organic-landmarks/definition-organic>).

⁸ IFOAM-Organics International 『有機農業の定義』。(2024年11月9日取得、https://archive.ifoam.bio/sites/default/files/page/files/dooa_japanese.pdf).

⁹ IFOAM-Organics International 『有機農業の4つの原則』。(2024年11月9日取得、https://www.ifoam.bio/sites/default/files/2020-05/poa_japanese_web.pdf).

いる。また、小口も、有機農業という言葉が持つ本来の意味を捉え、有機農業という言葉をつうじて投げかけた本来あるべき農業の姿、有機農業が社会に果たす役割について表現している¹⁰と、澤登、小口はIFOAMの定義について肯定的な意見を述べている

第3節 日本の有機農業

日本における有機農業という言葉の意味とルーツについて見ていく。小口によれば、有機農業の名付け親は、日本有機農業研究会を創設した一樂照雄である。1971年4月に、日本酪農の父と称され、「野幌機農学校」（現・酪農学園大学）を設立した黒澤酉蔵のもとを訪ねたのが一つのきっかけとなっている。一樂は「機」に着目し、その意味合いを訪ねると、黒澤が師と仰いだ足尾銅山鉍毒反対運動の指導者であった田中正造の教え「天地機有り」に由来し、「天地機有り」は「天地有正気」で始まる中国の「正気歌」という漢詩が深く関わっているという。天地有機の意味を確認すると、「天地」は自然、「機」はしくみやからくり、であることから、「自然のしくみがある」と言い表すことができる。

そのため、有機農業は「自然のしくみを生かす」という意味になり、原点となる。同時期に行われていた、アメリカの有機農業運動にも一樂は影響を受け、化学肥料や農薬の使用に依存する近代農業への自己反省および批判、すなわち農業の近代化のあり方を根底的に批判し、「本来あるべき農業」を追究するという意味を込め「有機農業」という言葉を世に送り出した。一樂が目指した有機農業は、「自然の循環が基本であり、その法則に沿って自然の運行を人間が手助けする」という考え方である¹¹と述べられている。

その後、日本有機農業研究会は、1988年に有機農産物の定義を「有機農産物とは、生産から消費までの過程を通じて化学肥料、農薬等の人工的な化学物質や生物薬剤、放射線物質等をまったく使用せず、その地域の資源を出来る限り活用し、自然が本来有する生産力を尊重する方法で生産されたものをいう」¹²とした。この背景には、1980年代以降、有機農産物が市場流通化し、食の安全を重視した付加価値のある農作物として扱われるようになった(小口 2023:13)からである。まがいもの表示が増え、流通関係者や消費者から

¹⁰ 小口広太 2023 『有機農業～これまで・これから～』 創森社出版. 16. (筆者による要約)

¹¹ 小口広太 2023 『有機農業～これまで・これから～』 創森社出版. 10-11. (筆者による要約)

¹² JOAA 日本有機農業研究会 「有機農業研究会とは」. (2024年11月9日取得、<https://www.1971joaa.org/%E6%9C%AC%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E6%9C%AC%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6-html/#kijun>).

有機農業の定義を求める声があがった。この動きを経て、18年後の2006年12月に有機農業推進法が設立¹³され有機農業を以下のように定義している。

“「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境負荷を出来る限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう”

小口は、有機農業推進法(2006)が定義した有機農業と日本有機農業研究会(1988)が発表した有機農産物の定義とを比較した際、有機農業推進法(2006)は農法の定義にとどめているが、対象を広く捉え、より具体化した形で表現されている。一方で、こうした農法の定義により、有機農業が単に農薬や化学肥料を使用しないという狭い意味で捉えられてしまい、自然が本来有する生産力を尊重した農法から生まれ、想像される多様な価値や現代社会が抱えている社会的矛盾にまでその意味は行き届いていない¹⁴と述べ、肯定的ではあるが、今後の有機農業が、有機農業の言葉の意味とルーツから逸脱していくのではないかと懸念している。また、松中も「日本では単に化学肥料や農薬を使用せず農作物を育てることと認識されがち」(松中 2023:104)と述べている。このような日本の有機農業の捉え方について、八木は「有機農業は有機農産物という食べ物だけを生産しているのではなく、有機農業を取り巻く自然環境、生物多様性の確保、地域社会の食文化、歴史の継承なども含めて本来表現されるべきである」(八木 2014:98)と述べている。

すなわち、有機農業とは「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」と捉えることができる。食が食として独立するのではなく、口にしていないものの生産過程を含めた「我々の活動」に関心を持ち、「食に端を発する生き方」に着目できるかが重要なのだ。

第4節 有機JAS認証制度

先述した通り、「1980年代以降、有機農産物が市場流通化し、食の安全を重視した付加価値のある農作物として扱われるようになった」(小口 2023:13)ことから、まがいもの表示が増えると同時に消費者の食の安全が危ぶまれ有機農産物と証明できる栽培基準と表示を求める運動が起こった。現在、有機農産物であるかを判別する制度として「有機JAS認証制度」があり、有機農産物である証明と栽培基準が定められている。

¹³ 農林水産省 『有機農業の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 112 号)』
(2024年11月9日取得、<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/pdf/d-1.pdf>).

¹⁴ 小口広太 2023 『有機農業～これまで・これから～』 創森社出版. 12-15. (筆者による要約)

この「有機JAS認証制度」は日本独自の制度であり、日本で生活していれば一度は目にしているのではないか。以下の表は、有機農産物の基準に対する関心の高まり(小口 2023:82-83)をまとめ、「有機JAS認証制度」が確立されるまでを年表にしたものである。

表1. 「有機JAS認証制度」が確立されるまで

1988年	公正取引委員会が「無農薬」「完全有機栽培」と表示された農産物の不当表示を摘発
	日本有機農業研究会が有機農産物の定義を発表
1989年	農林水産省に設置された有機農業対策室の問い合わせ窓口の一本化
1990年	「農業白書」は有機農業の基準や栽培方法の表示などに関する検討の必要性を強調
1992年	「有機農産物等に係る青果等特別表示ガイドライン」が制定
1996年	「有機農産物等に係る青果等特別表示ガイドライン」を改定、「有機農産物」と「特別栽培農産物」に大きく区分
1999年	「コーデックス有機食品ガイドライン(食品の国際規格を定める国際的な政府機関コーデックス委員会の策定)」が国際基準として採択
	農林水産省は「コーデックス有機食品ガイドライン」の合意に伴い、JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律。JAS=日本農林規格)の一部を改定。
2001年	「有機農産物と有機農産物加工食の日本農林規格(有機JAS規格)」を制定
2002年	有機JAS認証制度の運用開始

「有機JAS認証制度」とは、農林水産省に代わり、国の登録認証機関が有機食品のJASに適合した生産が行われていることを検査し、その結果、認証された事業者のみが有機JASマークを貼ることができる制度¹⁵である。(以下図1、図2)。また、有機JASを満たすものとして、認証事業者により格付の表示(有機JASマーク)が付されたものでなければ、「有機」「オーガニック」又はこれと紛らわしい表示は不可¹⁶とされている。

¹⁵ 農林水産省 『有機食品の検査認証制度』 (2024年11月10日取得、https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki.html).

¹⁶ 農林水産省 『有機食品の検査認証制度』 (2024年11月10日取得、https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/youki-476.pdf).



図1. 有機JASマーク(農林水産省)

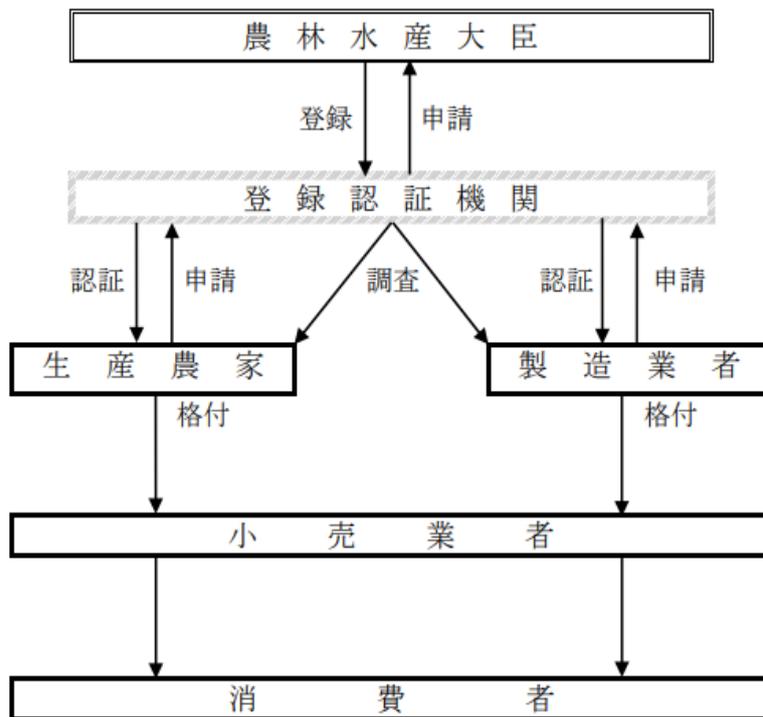


図2. 有機JAS認証制度取得の流れ(農林水産省)

この「有機JAS認証制度」について、小口は「提携を実践してきた生産者は、検査・認証を受けないかぎり、有機農産物と表示することができないという矛盾を招いた」（小口 2023:83）と述べている。提携を実践してきた生産者からすると、「手間が増えた」以外の何ものでもないだろう。付加価値のついた有機農産物を流通させる為には、規制をかけざるを得なかったことを垣間見ると、化学肥料や農薬の使用に依存する近代農業の常態化、また人間の傲慢さや欲深さがうかがえる。

第5節 有機JAS認証制度の現状

「有機JAS認証制度」の運用開始から20年以上経過したが、農林水産省(2022)が発表した「有機農業をめぐる事情」¹⁷によると、日本の耕地面積に対する有機農業の面積の割合は0.6%と規模は小さいが、過去10年の有機農業の取組み面積の推移を確認すると2010年では、16.7千ha、2020年25.2千haと約51%拡大していることが分かる。また、有機農業に取り組む生産者の状況については、全国の総農家数2,528,000戸に対し、有機農業に取り組んでいる農家戸数は12,000戸(総農家数に対して0.5%)、その中でも有機JASを取得している農家戸数は4,000戸(総農家数に対して0.2%)、有機JASを取得していない農家戸数は8,000(総農家数に対して0.3%)といった現状になっている。

有機JAS認証制度とその現状に関して、農林水産省(2020)が発表した「有機農業をめぐる事情」¹⁸を受け、八木は、「有機JAS認証を取得している農地は2009年から2018年まで、20%増加しているのに対し、有機JAS認証制度を取得していない有機農業を行っている農地は同じ期間で45%も増加している。有機JAS制度は費用や手間の問題で有機農家にとってメリットが希薄になっている」（八木 2022:52）と述べている。

また、農林業センサス(2020)の結果を受け¹⁹、小口は「非有機JASの面積が想定よりも大きく、大半を占めていることが分かる。有機農業経体数も同様の傾向である」（小口 2023:25）と述べるように、日本における有機農業の取組は年々拡大傾向にあるが、「有機JAS認証制度」の取得率は伸び悩んでいると言える。取得率の伸び率の悪さについては様々な要因が考えられるが、「有機農業をめぐる事情(2022)」²⁰では、有機農業に取り組む生産

¹⁷ 農林水産省 2022 『有機農業をめぐる事情』（2024年11月10日取得、<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/attach/pdf/meguji-full.pdf>）.

¹⁸ 農林水産省 2020 『有機農業をめぐる事情』（2024年11月10日取得、<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/attach/pdf/jichinet-30.pdf>）.

¹⁹ 農林水産省 2020 『2020年農林業センサス』（2024年11月10日取得、<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/>）.

²⁰ 農林水産省 2022 『有機農業をめぐる事情』（2024年11月10日取得、<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/attach/pdf/meguji-full.pdf>）.

者の課題「有機農業の取組面積を縮小したい又は現状維持の理由」では、「人手が足りない」(47.2%)や「栽培管理に手間がかかる」(44.5%)といった結果が報告されている。

八木は「有機農業の豊かさを表現していないこと、すなわち、有機農業は有機農産物という食べ物だけを生産しているのではなく、有機農業を取り巻く自然環境、生物多様性の確保、地域社会の食文化、歴史の継承なども含めて本来表現されるべきであるが、有機JAS認証のラベルにそれらを表現することに無理がある。その背景として、有機JAS基準は、無農薬・無化学肥料という点にのみ固執しており、自然循環や地域自給といった点については無頓着である」(八木 2014:98)と述べ、現在の有機JAS認証制度は、生活文化としての有機農業として捉えられておらず、有機JAS認証制の現状について批判的は意見を述べている。また、同筆者によれば、有機農業は本来自然の循環の中で行われるもので、地域内の物質と地域内での時給が基本となる。大量生産、大量消費の規模拡大農業にはふさわしくなく、少数の有機農業者が大規模な経営を行うことによって遠方に供給するスタイルではなく、有機農業への新規就農や慣行農法から有機農業への転換を歓迎するべきである。現在の有機 JAS 認証制度は生産物としての有機農産物のみを求めている消費者のニーズを満たしているが、有機農業を取り巻く文化までも含めた本来の豊かさを表現できるものではない。生産者と消費者の顔の見える関係の中で、生産物の消費だけでなく、収穫感謝祭などの各種イベントや援農によっても有機農業との関わりを持ち、自然の営みの中で食糧を得ていることを実感する²¹がことが必要であると言及されており、「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」として有機農業が確立すべきだと述べる。農林水産省は2021年に食料・農林水産業の生産力向上と持続可能な両方をイノベーションで実現する新たな方針として「みどりの食料システム戦略(以下、みどり戦略)」²²を策定した。

小口によれば、みどり戦略では、2050年を目標年次とする14のKPI(重要業績評価指数)を掲げている。有機農業の推進という観点から、重要なKPIが次の4点である。

- ①農林水産業のCO²ゼロミッション化の実現
- ②化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減
- ③化学肥料の使用量を30%低減
- ④耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大

²¹ 八木一成 2014 「有機農業の認証制度に関する一考察」 太政学院大学院紀要 16:97-100 (2024年11月27日取得、https://www.jstage.jst.go.jp/article/taiseikiyou/16/0/16_KJ00009199439/_pdf/-char/ja).

98. (筆者による要約)

²² 農林水産省 2022 『みどりの食料システム法について』 (2024年11月10日取得、<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>).

遅々として進まない有機農業の現状を見る限り、この目標値は野心的かつ大胆なもので、農業政策の大きな転換を求めている。みどり戦略では、「次世代有機農業技術」を確立し、オーガニック市場の創出と有機農業の拡大を目指している。農薬と化学肥料の低減について見ると、AI(人工知能)やICT(情報通信技術)、ドローン(無人航空機)、ロボットの活用など「有機農業技術のスマート化」が位置づけられている。スマート技術の導入は、あくまで農業生産の手段であり、それが目的化してしまうと、農地面積と生産量の増加という数字だけを追い求めることになり、有機農業の理念や積み重ねを切り捨て、大事なものを見失ってしまう。「自然環境」「担い手育成」「食と農」の視点を踏まえ、有機農業を広げていくプロセスを地域の文脈で丁寧に考え、描く「地域政策」が求められている²³と述べている。

第6節 本論文の目的と意義

本論文では、有機農業という言葉に世に出した一樂と八木や小口が本来の有機農業の在り方だと述べる「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」が、八木が提唱している「生産者と消費者の顔の見える関係」を築き、「有機農業者が大規模な経営を行うことによって遠方に供給するスタイルではない」有機農業体系を構築させること、そして、小口が提唱する「自然環境、担い手育成、食と農の視点を踏まえ、有機農業を広げていくプロセスを地域の文脈で丁寧に考え、描く地域政策」という観点から実現可能であるか検証する。また、現在の有機JAS認証制度は、日本の有機農業の発展に大きく貢献してきた歴史があるが、有機農業に携わる生産者の視点から、有機JAS認証制度について考察されている文献が少ないことを踏まえ、有機JAS認証制度が有機農業に携わる生産者にどのように捉えられているかを把握し、今後の有機JAS認証制度の在り方について考察するものとした。

本研究の意義としては、上記で述べた八木と小口の観点が構築されない理由を明らかにすること。また、八木と小口の観点が「生産者と消費者」という社会構造に対してどのような影響を及ぼし、我々の有機農業への意識や向き合い方を変容させるのかを明らかにすることで、今後の「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」の発展に寄与したい。

²³ 小口広太 2023 『有機農業～これまで・これから～』 創森社出版。 33-38. (筆者による要約)

第2章 北海道の農業の実情

第1節 インタビュー対象と方法

ここまでの内容を踏まえ、有機農業の実情に迫るべく、生産者の視点からインタビューを行うこととした。インタビュー対象の選定に当たっては、日本最大の農業地帯でもあり、大規模農業化が進む北海道で、有機農業に携わる以下のAさん、Bさん、Cさんを選定した。Aさんは、帯広の広大な農地で慣行農業から、有機JAS認証制度を取得し有機農業への転換を試みている。大規模農業という農業の経営体系で、有機農業はどのように位置づけられているのか。大規模農業を行う生産者の実情に迫りたい。Bさんは、有機JAS認証制度という括りにとらわれず、農薬・肥料を一切使用せず土の力だけで作物を育てる栽培方法を行う生産者である。慣行栽培、有機栽培、自然栽培と様々な栽培方法がある中で、なぜ自然栽培を選択したのか。また、自然栽培を行う生産者から有機農業はどのように見えているのか。栽培方法は異なるが、同じ農業に携わり、自然の力を活かそうとする生産者の意見に触れたい。Cさんは、オーガニック飲食料品小売店の経営経験を通して、有機農業の啓蒙活動をしている。有機JAS認証制度が生産者と消費者にどのような影響を及ぼしているのか、また、有機農業のこれからの在り方について、生産者と消費者の間に位置する仲介者はどのような意見を持っているのか。生産者とは異なる視点での意見を取り入れたい。

インタビューの参加に関しては、事前に目的を説明し、了承が得られたうえでインタビュー内容を録音した。インタビュー方式は、半構造化式とし、事前に作成したインタビューガイドに基づき実施した。録音されたデータは逐語録を作成し、質的手法を用いて分析を行った。分析の手順は、事例分析を行い、共通する内容をカテゴリー化し、その後共通点をまとめた。

表2. 対象者一覧

Aさん	帯広市浦幌町の農家。2020年頃から慣行栽培から有機栽培に移行を始める。
Bさん	仁木町で2023年に新規就農。農薬・肥料に頼らない自然栽培に従事する農家。
Cさん	北海道有機農業協同組合勤務を経て、オーガニック飲食料品小売店を経営。現在は、フリーでオーガニック啓蒙に関わる活動を行う。

第2節 事例分析

インタビューガイド

1. なぜ有機農業(Bさんは自然栽培)に携わろうと思ったのか
2. 有機JAS認証制度の現状と課題についてどのように思っているか
3. 生産者と消費者の顔の見える関係についてどのように思っているか
4. 農作物の大量生産、地域コミュニティについてどのように思っているか

1. なぜ有機農業(Bさんは自然栽培)に携わろうと思ったのか

《Aさん》

有機農業を始めたのは、一言でいえば「たまたま」である。それまでは、慣行栽培で農業を行ってきたが、新型コロナウイルスのパンデミックを体験し、今までよりも世界に目を向けるようになった。ウクライナ情勢で肥料や農薬が高くなったことや、日本以外では禁止されている農薬が日常的に使用できる日本の農業に違和感を覚え始め、一時は農業を辞める決断をするまでに至った。しかし、農地を売ること考えてもメリットがなく、肥料や農薬を使用しない有機農業にチャレンジしてみようと思った。

《Bさん》

季節労働で日本全国を飛び回り様々な農業に携わる経験をしたのち、様々なことを考えながら体を動かす農業を生業にしたいと思うようになった。季節労働での農業経験の中でも、機械に乗り、野菜に農薬をかける経験をしたが、農薬の臭いや自分自身の皮膚の荒れなどから農薬や化学肥料に対して不快感を抱くようになる。実家が20年以上自然栽培で農業を当たり前のようにしていたことから、自分も農業をする際には、自然栽培で農業に携わりたいと思うようになった。

《Cさん》

有機農業に関心を持ち始めたのは、愛犬が癌でなくなったことと、自分が仕事に行き詰ったことがきっかけである。体や栄養、病気などに関して、まともなものを食べていたら生物(人間)はとても強い力が宿っているはずなのに、杜撰なものばかり食しているから、病気や不健康になるといった捉え方をするようになった。

父が有機野菜を自分で育て、幼少期にその野菜を食べていたからこそ、無農薬無化学肥料の野菜の味に慣れており、本当の野菜の味が分かっていた。人類として、人として、まともな自然なものを食べたいと思うようになる。人間は他の生物と違うものではなく、地球の中の一部であり、その生命感を考えると、食材としての有機野菜という捉え方よりは、有機農業は自分の生き様や、生への向き合い方としての自然な選択であった。

2. 有機JAS認証制度の現状と課題についてどのように思っているか

《Aさん》

結局、有機JAS認証制度には、統一された明確な基準がない。認証を行う登録機関によって、使用できる農薬の種類や使用できる資材が異なるため統一性がない。また、膨大な量の提出書類があるため、書類の申請が非常に大変である。うちは書類作成を委託しているが、委託することができない農家や有機JAS認証制度の制度を詳細に理解していない農家は取得を諦めざるを得ない。

《Bさん》

慣行栽培で育てられた野菜を否定する気は全くない。有機野菜や自然栽培野菜はもちろん手間がかかる分、値が張るのが現状であるため、日本の経済面でいうと中々手に取れない人がいるのも現実である。国は有機農業について政策を打ち出しているが、役場や行政に言っても、有機農業に力を入れようという雰囲気は自分の中では感じられない。有機JASを認証しているかどうかという問題よりも、日本全体の有機農業や自然栽培を行う農家の比率が増えれば良いと思う。

《Cさん》

有機農業の発展に寄与してきた先人たちを尊敬する気持ちが強い。しかし、手間がかかる。現場では、厳格なチェックのもと報告管理が行われており、商業感覚だけでは限界が来るため、「有機農業は当たり前」「正義感」「使命感」などの志がないと取り組むことは難しい。有機JAS認証農家と非有機JAS認証農家、自然栽培を行う農家の混在については、少しの交通整理が必要なだけであって、意識は同じ方向を向いていることを忘れてはいけない。有機JASマークは、販売チャネルの中での証明性を訴えるだけの便利さであって、自分の野菜が見ず知らずの商店やデパートで取引される際の信頼性の免罪符である。有機JASに代わるものがあれば、実際有機JAS認証制度は必要ないが、今現在は有機JAS認証制度に頼るしかない。消費者に対しては、有機野菜を押し付けるわけではないが、売れ残りが廃棄されてしまうことも考えると、有機JASマークの商品が出来上がるまでの手間や志を汲み取ってくれる人たちが増えてほしいと思う。

3. 生産者と消費者の顔の見える関係についてどのように思っているか

《Aさん》

野菜の袋や販売店のポップに顔写真を貼って売りに出すことはある。実際に、畑を見学しに来る人はいるが、学生の研修や大豆を見に八丁味噌のメーカーの人は来る人がほとんどで、消費者とどういった繋がりを持つべきなのかは分からず、交流を持つのは難しいというのが現状。

《Bさん》

大きなスーパーが増えている感覚があり、地元にある八百屋や有機栽培や自然栽培を取り扱う販売店がもっと増えてほしいと思っている。生産者と消費者が近いことや実際に野菜を食べてくれたお客さんが自然栽培の難しさや手間などの生産者の気持ちを汲み取り「やっぱりおいしい」と言ってくれると、よりやりがいを感じる。だからこそ、お客さんの顔が見えるマルシェや道の駅での販売、卸先のレストランの方に直接来てもらい自分で売るということを心掛けている。しかし、自分で売るということは畑から離れることを意味し、両立を図ることが難しいと感じている。

《Cさん》

食や農と関わる経験は大切だが、健康な人がいきなり無農薬野菜を食べて健康になろうと言われても実感が湧かないのではないかと。病気や病弱になるスピードよりも、環境破壊のスピードの方が速く、そういった流れの一環で自然に優しいから選ぼうという方向性であってほしい。顔の見える関係性もちろん大切だが、環境活動の一環で、自然の大切さであり、人間が自然の一部であることを再認識してもらうことが有機農業の入り口として、良いのではないかとと思う。

4. 農作物の大量生産、地域コミュニティについてどのように思っているか

《Aさん》

現代の食生活だと大規模生産をせざるを得ないのではないかという回答になる。スローフードなど、その土地のものを食べることや旬のものを食べるといった意識が希薄となっている気がする。食べる人の意識が変われば大量生産はおのずと必要なくなるのではないかと思う。広大な土地で収穫しようとする、その土地に生えている雑草を刈ることが大変なため、野菜の種類によっては大量生産よりも自然とできる範囲で細々と育てた方が良いものもある。

コミュニティに関しては、浦幌町では有機農業への理解がない農家が多いこと、保守的な考え方である農家が多いため、コミュニケーションを図ることも難しい。新規就農で若い世代を集めることや、有機農業に理解のあるひとが集まればコミュニティを作り地域で活動していくことは可能なのではないかと思う。しかし、基本は個人の農家だから、個人の経営者だけの集まりの中、官民一体となったような事業でもない限り、自分の懐の話があるため、実現は難しい。

《Bさん》

大規模で必要以上に作物を採り、稼がなくとも、本当に欲しいものや必要なものを見極められるようになれば、豊かな生活は可能だと思っている。コミュニティに関しては、仁木町は自然と共存する意識がある人が多いため、協力的な人が多い。仁木町に暮らす人々は好んで自分の作った自然栽培の野菜を購入してくれる。今後、自然と共存するといった意識の人たちが集まるコミュニティが多くなればいいとも思う。

《Cさん》

趣旨や意図が大切であるはずなのに、先人たちの素晴らしい教えが継承されていないため食に関心がなくなり、必要以上に食べ物を求めるようになっているのではないかと思う。コミュニティに関しては、人間は他の生物と違うものではなく、地球の中の一部であり、その生命感を考えると、食材としての有機野菜という捉え方よりは、有機農業は自分の生き様や、生への向き合い方としての自然な選択であると共感してくれる人が少ないことが現状であるから、これまでの有機農業の経緯を含めて悲観的になりすぎず、積極的にコミュニティづくりをして、発信していかなければいけないと思っている。

第3節 分析結果

1. なぜ有機農業(Bさんは自然栽培)に携わろうと思ったのか

3名に共通することは、現状に何らかの「違和感」を感じていることだ。Aさん、Bさん共に日本の農薬や化学肥料の規制や使用に関して「違和感」を持っている。Cさんは仕事に関しての「違和感」に加え、野菜の味に「違和感」を覚えている。

また、Bさん、Cさんに共通することは、身体への影響や健康面への「負の経験」である。Bさんは農薬や化学肥料によって肌が荒れた「負の経験」、Cさんは愛犬が癌でなくなった「負の経験」である。このことから、「違和感」と「負の経験」にカテゴリー化することができる。

2. 有機JAS認証制度の現状と課題についてどのように思っているか

3名に共通することは、有機JAS認証制度は「手間が多い」と感じていることだ。Aさんは「手間が多い」ため膨大な提出書類を委託している。Bさんは「手間が多い」ため慣行栽培の野菜より値が張ることで、まんべんなく消費者に商品が届けられないことを懸念している。Cさんは「手間が多い」ため生産者側に志が無ければ、商業感覚では有機農業に限界が来ると述べている。

また、Aさん、Bさんに共通する点として、国が定める有機農業について「矛盾」を覚えていることが挙げられる。Aさんは、認証を行う登録機関によって使用できる農薬の種類や使用できる資材が異なるため有機JAS認証制度に統一性がなく「矛盾」が生じると述べている。Bさんは、国は有機農業について政策を打ち出しているが、役場や行政に行っても有機農業に力を入れようという雰囲気は自分の中では感じられないことに「矛盾」を覚えている。このことから、「手間が多い」「矛盾」にカテゴリー化することができる。

3. 生産者と消費者の顔の見える関係についてどのように思っているか

3名に共通することはなかったが、Aさん、Bさんに共通することは消費者との交流に「意欲的」であることが挙げられる。Aさんは、学生や商品の卸先であるメーカーと対面で交流する機会を「意欲的」に作りだしている。Bさんは生産者や消費者の物理的距離が近い、マルシェや道の駅、購入者に畑に来てもらうなど直接販売に「意欲的」である。このことから、「意欲的」とカテゴリー化することができる。

4. 農作物の大量生産、地域コミュニティについてどのように思っているか

「人々の意識が変われば大量生産は必要ない」ということが3名に共通する。Aさんは、広大な土地で作物を育てることは、品種にもよるが効率が悪いため、自然とできる範囲で細々と有機農業を行う方が適していると述べるが、本当に必要な量を食べるようにする意識やその土地のものを食べることに、旬のものを食べるといった消費者の意識が希薄となっているため、大量生産をせざるを得ない状況だと語っている。Bさんは、農作物がたくさん採れることは嬉しいことだが、人々が本当に欲しいものや必要なものを見極められるようになり本当の豊かさを再確認することができたなら、大規模で必要以上に作物を採り稼ぐといった意識は不必要になるのではないかと述べている。Cさんは、先人たちの残した趣旨や意図を汲みとれる人々が増えたなら、必要以上に何かを求めるといったことはなくなると述べている。このことから、「人々の意識が変われば大量生産は必要ない」とカテゴリー化することができる。

また、「地域コミュニティの発展を望む」ということが3名に共通している。Aさんは、浦幌町では、地域内での円滑なコミュニケーションを図ることができていないが、官民一体となり有機農業について周りの農家の理解が得られたなら、地域コミュニティの発展が見込めるのではないかと述べている。Bさんは、仁木町では現に地域コミュニティが発展しつつあり、有機農業や自然栽培への意識が浸透してきていると語る。Cさんは、有機農業が自分の生き様や、生への向き合い方としての自然な選択であることに気がついた人が、これまでの有機農業の経緯を含めて悲観的になりすぎず、積極的にコミュニティづくりをし、発信していかなければいけないと述べている。このことから、「地域コミュニティの発展を望む」とカテゴリー化することができる。

第4節 分析結果のまとめ

表3. 質問項目とカテゴリー

質問項目	カテゴリー
なぜ有機農業(Bさんは自然栽培)に携わろうと思ったのか	違和感
	負の経験
有機JAS認証制度の現状と課題についてどのように思っているか	手間が多い
	矛盾
生産者と消費者の顔の見える関係性についてどのように思っているか	意欲的
農作物の大量生産、地域コミュニティについてどのように思っているか	人々の意識が変われば大量生産は必要ない
	地域コミュニティの発展を望む

上記の表3は質問項目に対し、カテゴリー化したものをまとめたものである。表3を参考に、図3. に示す結果を図にまとめ、分析のストーリーラインを述べる。

〈なぜ有機農業(Bさんは自然栽培)に携わろうと思ったのか〉についての質問項目では、農薬や化学肥料や世の中に対して「違和感」を持ち、農薬や化学肥料、杜撰な食生活から「負の経験」をしていることが分かった。

〈有機JAS認証制度の現状と課題についてどのように思っているか〉についての質問項目では、有機JAS認証取得まで「手間が多い」という現状と有機JAS認証制度の農薬の種類や使用量に統一された基準がないことや国が有機農業の発展を掲げつつも役場や行政が現場では有機農業の発展に意欲的ではないことに「矛盾」を覚えていることが分かった。

〈生産者と消費者の顔の見える関係性についてどのように思っているか〉についての質問項目では、有機農業に従事する農家は消費者との交流に「意欲的」であることが分かった。

〈農作物の大量生産、地域コミュニティについてどのように思っているか〉についての質問項目では、人々の食意識と大量生産は密接な関わりがあり「人々の意識が変われば大量生産は必要ない」という認識であると共に、地域内で循環できるような「地域コミュニティの発展を望む」ことが分かった。

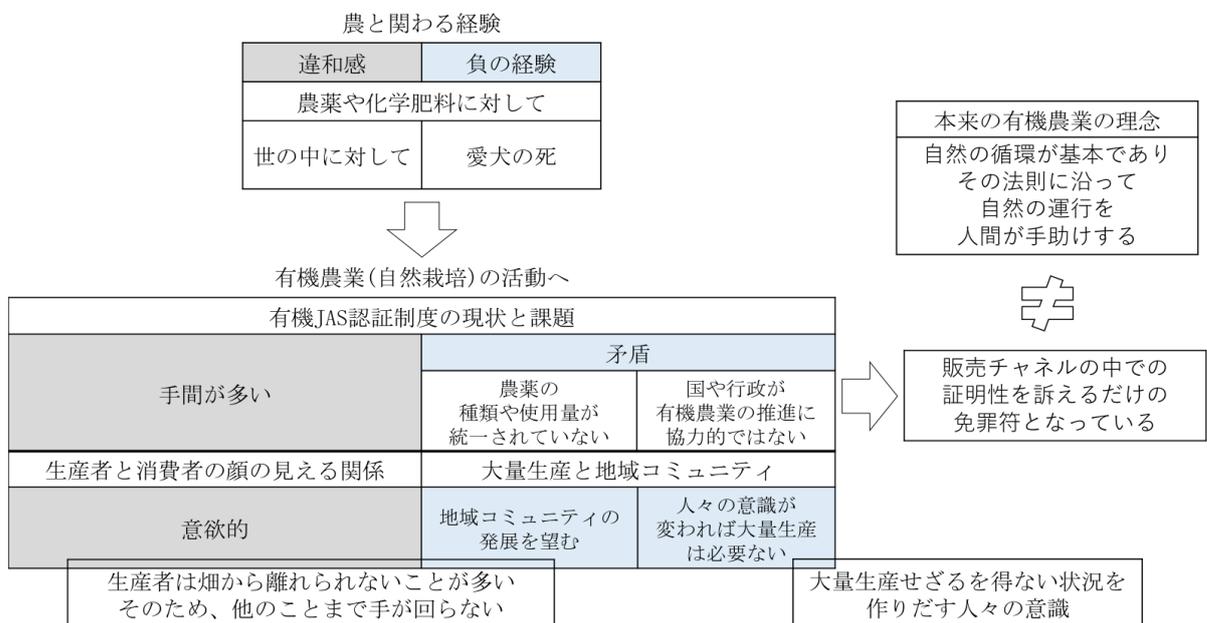


図3. カテゴリー関連図

インタビュー対象の3名は共通して、有機農業の活動に至るまでに「農」と関わる経験をしている。その中で「違和感」を覚えたことや「負の経験」をしたことがきっかけで有機農業(自然栽培)に携わるような流れになっている。有機農業(自然栽培)の活動を行う中で、国が定めた有機JAS認証制度と対面することになるが、実際は認証されるまでに「手間が多い」ことや農薬の種類や使用量が認証機関によって異なるため曖昧な基準の中で有機農業をしている。また、国は有機JAS認証制度を定め、有機農業の推進に力を入れているように見えるが現場では官民一体がなされておらず「矛盾」が生じていることや有機JAS認証マークが販売チャネルの中での証明性を訴えるだけの便利さを追い求める形になり、野菜が見ず知らずの商店やデパートで取引される際の信頼性の免罪符となってしまっている。

生産者と消費者の顔の見える関係について、生産者は「意欲的」であるが、長時間畑から離れることが難しいため、八木の言う収穫感謝祭などの各種イベントや援農によって有機農業との関わりを持つことは困難であることが分かった。

農作物の大量生産と地域コミュニティについては、人々の意識が大量生産を求める形になっているため、生産者側も大量生産をせざるを得ない状況であることが分かった。また、小口の言う「自然環境、担い手育成、食と農の視点を踏まえ、有機農業を広げていくプロセスを地域の文脈で丁寧に考え、描く地域政策」では、有機農業に携わる人々は、地域内での循環やコミュニティ形成を望んでいるが、保守的な意見を持つ人が多い地域では、有機農業に対する理解が得られないため孤立してしまう可能性があることが分かった。

第3章 考察

第1節 生産者と消費者の顔の見える関係

八木によれば、生産者と消費者の顔の見える関係の中で、生産物の消費だけでなく、収穫感謝祭などの各種イベントや援農によっても有機農業との関わりを持ち、自然の営みの中で食糧を得ていることを実感する²⁴ことが「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」への道の一步になると述べている。

しかし、生産者と消費者が有機農業活動を通し、顔の見える距離で関わりを持つことは、生産者の多大な努力が必要であることが分かった。地域によっては農業関係者の高齢化や有機農業への理解が得られないなどの要因から労働力確保が難しいこと、また有機JAS取得のための作業や少数体制での畑仕事で多くの作業が山積みとなっていることが多い。そのため、生産者が収穫感謝祭や各種イベント、援農などに注力するということは、畑から離れることを意味し、農作業の供給効率が悪くなることが懸念される。

このことから、生産者だけの力では、消費者とコミュニケーションを取る手段や方法を模索すること、また、企画運営に時間を割くことが困難であり、生産者と消費者の間に両者を繋げる役割を担う仲介者がいることが理想とされる。さらに、消費者に関しては、大半が食や有機農業分野に関心を持つ者が立候補することが予想されるため、仲介者を位置づけたとしても、生産者と消費者母数の一部とでしか、顔の見える関係を築くことしかできないと言える。

自発的に生産者とのコミュニケーションを望むものだけを抽出するのではなく、すべての消費者が有機農業と関わる機会を得られなければ、「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」が社会に浸透することは難しいだろう。そのためには、教育機関で有機農業に継続的に関われるような活動(有機農業の本来の理念や生産、消費の過程すべてを体験できる食育活動)や食に関わる分野の企業だけでなく、自然と共生し持続可能な社会を実現させるためのCSRの一環として、地域の有機農家と連携し有機農業活動をするような取り組みが必要だと考える。生産者と消費者、どちらか一方が取り組むといった構造ではなく、両者が歩み寄り、協力し合いながらこれからの有機農業を発展させていかなければならない。そのためには、何よりも官民一体となり、上記で述べたような活動を通して、生産者と消費者の顔の見える関係を築いていく必要があるのではないだろうか。

第2節 有機農業の経営体系

24 八木一成 2014 「有機農業の認証制度に関する一考察」 太政学院大学院紀要 16:97-100 (2024年11月27日取得、https://www.jstage.jst.go.jp/article/taiseikiyou/16/0/16_KJ00009199439/_pdf/-char/ja).

98. (筆者による要約)

八木によれば、有機農業者が大規模な経営を行うことによって遠方に供給するスタイルではない²⁵有機農業体系を構築することが、有機農業という言葉が世に広めた一樂の理念を汲み取った「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」だと述べている。しかし、ここでも有機農業の現場では大きなジレンマを抱えていることが分かった。

インタビューを通し、3名は共通して「人々の意識が変われば大量生産は必要ない」と述べ、八木の述べる有機農業体系の構築については、肯定的な意見を持っていた。しかし、藤本が『「生産者」も「消費者」もなく、全く新しい土俵である「生活者」が登場している』（藤本 2002:23）と述べるように、当たり前ながら、生産者も「生活者」であり、日々を懸命に生きる人だと言える。つまり、生産者は、大量生産を求められれば、生活者として日々を生きるため、大量生産をせざるを得ないのである。Bさんは、「大規模で必要以上に作物を採り、稼がなくとも、本当に欲しいものや必要なものを見極められるようになれば、豊かな生活は可能だと思っている」と述べるように、八木の目指す有機農業体系の構築には、個々人の意識から生産者と消費者の社会構造が変容するといった流れが必要になるのではないかと述べている。

真田が、『旬の時期にしか食べられない食材を、旬が終わるまでに精一杯楽しもうとし、限られた時期にしか食べられないからこそ感じられる「豊かさ」に対し、便利であることやなんでも選べるのが「豊か」と言われる現代は、必ずしも「進歩」だったとはいえないような気がしている』（真田 2023:23）と述べるように、生産者、消費者に関わらず、「生活者」である私たちは、便利さや簡便さを追い求めるあまり、身近にある「豊かさ」を見失いかけているのかもしれない。

第3節 有機農業を取り巻く地域コミュニティ

みどり戦略を受け、小口は「自然環境、担い手育成、食と農の視点を踏まえ、有機農業を広げていくプロセスを地域の文脈で丁寧に考え描く地域政策」が、これからの有機農業に必要であると述べている。インタビューを通し、有機農業を取り巻く地域コミュニティの形成には、人々の価値観や正義感が大きく関わっていることが分かった。

帯広市浦幌町では、有機農業が浸透しておらずコミュニティの形成は疎か、円滑なコミュニケーションを図ることさえ難しい状況である。浦幌町では「慣行農業」と「有機農業」のように両方が見えない大きな壁で隔てられており、地域の農家同士のコミュニケー

25 八木一成 2014 「有機農業の認証制度に関する一考察」 太政学院大学院紀要 16:97-100 (2024年11月27日取得、https://www.jstage.jst.go.jp/article/taiseikiyou/16/0/16_KJ00009199439/_pdf/-char/ja).

98. (筆者による要約)

ションが十分に取れていないと言う。慣行農法を行う生産者にとっては、有機JASを取得し手間のかかる有機農業がなぜ進められるか、有機農業が成立された背景を含め、自ら知ろうとしなければ、有機農業に転換しようといった心持ちになることは難しいのではないか。今回のインタビューを通し、有機農業に携わるきっかけが食や農から「負の経験」をしたことが共通点として挙げられたように、人は何らかの「経験」をしなければ、頭で理解していても行動に移すことは困難であると考察する。

農業の二極化に関して、松中は「有機農業と慣行農業に、分断の垣根をつくる考え方に、私は異論を唱えたい」（松中 2023:2）と述べるように、分断を心から望むものはいないだろう。しかし、現状、農の現場では分断が起きてしまっている。

もし、「慣行農業」と「有機農業」を農法の異なる農業であるという狭義の解釈ではなく、後世にどのような農業を残すべきかという広義な捉え方ができたとしたならば、分断が緩和されるのではないだろうか。そのためには、第3章第1節の「生産者と消費者の顔の見える関係」でも述べたように、官民一体の体制が重要である。みどり戦略で有機農業の推進を方向づけたのであれば、今を生きる人々が責任を持ち、後世に生きる人々へ持続可能な農業の基盤を官民一体となって築いていく必要があるのではないだろうか。

第4節 これからの有機JAS認証制度の在り方

これからの有機農業は、「農薬や化学肥料を使用しない農業」というような狭義の解釈でとどまるのではなく、「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」として捉えられる必要がある。日本の有機農業史の中で、2002年に運用開始された有機JAS認証制度は、Cさんが言うように、生産者と消費者間での「有機農産物という販売チャネルの中での証明性を訴えることができる便利さ」を追求した制度として認識される傾向にあり、AさんやBさんが言うように、有機農業は「手間が多い」大変な農業という固定観念を生み出してしまっている。このことが、有機JAS認証を取得しようとする農家が増えない大きな要因の一つだろう。有機JAS認証制度が、「農薬や化学肥料を使用しない農業」というような狭義の解釈でとどまるのではなく、「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」を支える制度としては確立したならば、我々の有機農業への意識や向き合い方を変容させ、口にしてはいるものの生産過程を含めた「我々の活動」に関心を持ち、「食に端を発する生き方」ができるのではないだろうか。

私たちが自然の循環の中で、自然の恩恵を受け、自然と共に生活していることを再認識し、有機農業を「食」としての切り口だけで捉えず、「生き様」として捉えられるようになるためには、有機JAS認証制度の基盤を今一度見直し、「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」を目指し、官民一体となるような政策を打ち出す必要があるだろう。

まとめ

これからの「人間と自然環境」の在り方について、自然環境とのかかわりが深い農業の視点から見ると、有機農業は捉え方を誤らなければ、我々人間と自然環境、また他の生物と共生を可能にする農業である。「自然環境との付き合い方を含めた生活文化としての農業」として捉えられるためには、日本の有機農業の発展の要となる有機JAS認証制度の基盤を今一度見直し、官民一体となるような政策を打ち出す必要がある。人々が「食と農」に触れ合うことで、生産者だけが、消費者だけがといった一方通行の発想ではなく、一人一人が自分のために、友人のために、家族のために、未来の人々のために、食や農、自然環境について、その過程を含めた「我々の活動」として「食に端を発する生き方」を模索することだろう。有機農業は、食としての切り口だけではなく、我々人間の大きな過ちである「環境破壊」を食い止める一つ的手段として、自然に選択されなければならない。オーガニックの母と呼ばれるAlice Watersは、

「食には、人と人のつながりを深め、人間らしい組織をつくり、窮地にある環境を癒し、元気にする力があります。しかし同時に、食には、私たちの健康と地球を破壊する力もあります」(Alice Waters 2022:22)

と述べる。身近にあるものや当たり前になっているものほど、その素晴らしさや大切さを見失ってしまう。我々人間は、人間という生物だけでは生きていくことができない。現に、人間は生きていく上で欠かせない食料を得るために、自然の力を借り、食料を確保する農業という営みを行っている。つまり、人間という生物は、冒頭で述べたように、植物をはじめとする「自然環境に生かされ生きている」と言える。しかし、資本主義が発展し、都市と農村の間で分業が進んだことにより、食と農が切り離され、「人間と自然環境」が希薄な関係となってしまった。そのため、現代社会を生きる人々に「自然環境に生かされ生きている」という認識が芽生えることは難しいのかもしれない。

しかしながら、私たちの祖先は自然環境や他の生物と共生していた。もしかすると、「自然環境に生かされ生きている」という意識は、我々に潜在的に備わっているのかもしれない。また、我々の祖先は、自身の経験を通して、素晴らしい教えを後世に残してくれた。しかし、その先人たちの素晴らしい教えが汲み取られていないような事例も見られる。例えば、日本では発酵食が日常的に食べられてきた。発酵食というものは、微生物の力なしでは完成されない。つまり、人間と微生物の共生である。昨今では、技術の発達により食品添加物を使用することで、時間もお金も労力もかけずに発酵食のような商品を作ることができるようになった。微生物の力を借りたものが発酵食であるはずなのに、発酵食のようなものであれば、先人たちの趣旨や意図が汲み取られていない。

このように、先人たちが残した知恵や技術には、意図がある。我々は、「食と農」そして「人間と自然環境」の視点から深く考え、個々人が知識を身に付けて、考え行動していく必要がある。人間と他の生物との関係を見直し、生活に活かすこと、そして、地球に

は、我々人間だけではなく、様々な生物が暮らしているという「生物の共生」を胸に生きることが、人新世という過渡期に生きていく上で重要な鍵となるだろう。

謝辞

本研究の遂行にあたり、多くの方々にご協力いただきました。指導教官として終始多大なご指導を賜った、札幌大谷大学社会学部地域社会学科山田政樹先生に深謝致します。同大学、短期大学部保育科遠山景広先生には、本論文の作成にあたり、適切なお助言を賜りました。ここに深謝の意を表します。そして、インタビューにご協力いただきました、杉江農場・杉江慶一氏、杉江由佳氏、けんどこ農園・安田健二氏、北海道有機農業協同組合・伊藤大世氏に厚く御礼申し上げます。本研究はこのように多くの方々のご協力無しには完成させることができませんでした。改めまして、ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

参考文献

- ・ Alice Waters with Bob Carrau and Cristina Mueller 2022 WE ARE WHAT WE EAT A Slow Food Manifesto. (=2022 小野寺愛訳 「スローフード宣言 食べることは生きること」 海士の風出版.)
- ・ IFOAM-Organics International 『有機農業の定義』. (2024年11月9日取得、<https://www.ifoam.bio/why-organic/organic-landmarks/definition-organic>).
- ・ IFOAM-Organics International 『有機農業の定義』. (2024年11月9日取得、http://archive.ifoam.bio/sites/default/files/page/files/dooa_japanese.pdf).
- ・ IFOAM-Organics International 『有機農業の4つの原則』. (2024年11月9日取得、https://www.ifoam.bio/sites/default/files/2020-05/poa_japanese_web.pdf).
- ・ Stefano Mancuso・Alessandra Viola 2015 VERDE BRILLANTE sensibilità e intelligenza del mondo vegetale. (=2015 久保耕司訳 「植物は<知性>をもっている 20の感覚で思考する生命システム」 NHK出版.)
- ・ JOAA 日本有機農業研究会 『有機農業研究会とは』 (2024年11月9日取得、<https://www.1971joaa.org/%E6%9C%AC%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E6%9C%AC%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6-html/#ki jun>).
- ・ 加藤登紀子(編) 2002 『農的幸福論 藤本敏夫からの遺言』 家の光協会出版.
- ・ 小口広太 2023 『有機農業～これまで・これから～』 創森社出版.
- ・ 斎藤幸平 2020 『人新世の「資本論」』 集英社出版.
- ・ 真田純子 2023 『風景をつくるごはん 都市と農村の真に幸せな関係とは』 農山漁村文化協会出版.
- ・ 澤登早苗・小松崎将一編著 2019 『日本有機農業学会監修 有機農業大全：持続可能な農の技術と思想』 コモンズ出版.
- ・ 農林水産省 『有機農業の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 112 号)』

(2024年11月9日取得、<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/pdf/d-1.pdf>).

・農林水産省 『有機食品の検査認証制度』 (2024年11月10日取得、https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki.html).

・農林水産省 『有機食品の検査認証制度』 (2024年11月10日取得、https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/youki-476.pdf).

・農林水産省 2022 『有機農業をめぐる事情』 (2024年11月10日取得、<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/attach/pdf/meguji-full.pdf>).

・農林水産省 2020 『有機農業をめぐる事情』 (2024年11月10日取得、<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/attach/pdf/jichinet-30.pdf>).

・農林水産省 2020 『2020年農林業センサス』 (2024年11月10日取得、<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/>).

・農林水産省 『みどりの食料システム法について』 (2024年11月10日取得、<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>).

・松中照夫 2023 『有機農業と慣行農業 土と作物からみる』 農山漁村文化協会出版.

・村上讓 2004 「有機食品の認証システム」『日本食生活学会誌』15(1):41-44.
(2024年11月8日取得、https://www.jstage.jst.go.jp/article/jisdh1994/15/1/15_1_41/_pdf/-char/ja).

・八木一成 2014 「有機農業の認証制度に関する一考察」 太政学院大学院紀要 16:97-100
(2024年11月27日取得、https://www.jstage.jst.go.jp/article/taiseikiyou/16/0/16_KJ00009199439/_pdf/-char/ja).

・八木一成 2022 「有機農業の行方」 太政大学院大学紀要 24:51-54
(2024年11月27日取得、[jstage.jst.go.jp/article/taiseikiyou/24/0/24_51/_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/taiseikiyou/24/0/24_51/_pdf/-char/ja)).